

給水施設取扱規則

昭和 34 年 12 月 15 日
陸上自衛隊達第 83-2 号

改正 昭和 35 年 6 月 21 日達第 90-223-1 号 昭和 40 年 2 月 23 日達第 122-54 号
昭和 43 年 11 月 5 日達第 83-2-1 号 昭和 44 年 12 月 27 日達第 122-69 号
昭和 51 年 1 月 6 日達第 83-2-2 号 昭和 53 年 1 月 13 日達第 122-108 号
昭和 57 年 4 月 30 日達第 122-119 号 昭和 61 年 3 月 19 日達第 83-2-3 号
平成 5 年 3 月 18 日達第 83-2-4 号 平成 5 年 10 月 15 日達第 83-2-5 号
平成 6 年 3 月 16 日達第 83-2-6 号 平成 9 年 1 月 17 日達第 122-132 号
平成 12 年 3 月 27 日達第 122-155 号 平成 18 年 7 月 26 日達第 122-211 号
平成 20 年 7 月 23 日達第 122-228 号 平成 21 年 2 月 3 日達第 122-230 号
平成 23 年 4 月 1 日達第 32-19 号 平成 31 年 4 月 19 日達第 122-302 号
令和 元年 6 月 27 日達第 122-303 号 令和 4 年 3 月 31 日達第 83-2-7 号
令和 5 年 3 月 28 日達第 83-2-8 号 令和 6 年 3 月 14 日達第 83-2-9 号

給水施設取扱規則を次のように定める。

陸上幕僚長 陸将 杉山 茂

給水施設取扱規則

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条-第 3 条）
- 第 2 章 維持管理（第 4 条-第 14 条）
- 第 3 章 水質の管理（第 15 条-第 20 条）
- 第 4 章 給水施設の衛生管理（第 21 条-第 25 条）
- 第 5 章 部外者に対する給水（第 26 条-第 30 条）
- 第 6 章 雑則（第 31 条）

附則

- 別紙：第 1 布設工事申請書に添付する書類及び図面
- 第 2 削 除
- 第 3 給水施設の維持管理の技術基準
- 第 4 削 除
- 第 5 削 除
- 第 6 給水施設の汚染防止の要領
- 様式：第 1 毎月・全項目・臨時・給水開始前水質検査結果書
- 第 2 給水開始前の施設検査結果書
- 第 3 給水施設管理報告（年間）

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、陸上自衛隊の駐屯地等における給水施設に関し関係法令によるほか、維持管理に必要な事項を定め、清浄な水の供給並びに合理的な水の消費を図ることを目的とする。

(給水施設の清潔保持及び節水)

第2条 隊員は、水が隊員の日常生活に直結し、その健康を守るために欠くことのできないものであることを認識し、給水施設の清潔保持及び愛護に努めなければならない。

2 隊員は、節水に努め、給水施設に漏水又は異状を発見したときは直ちに関係者に通報しなければならない。

(用語の定義)

第3条 この規則中次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1)「関係法令」 水道法（昭和32年法律第177号）及び建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）並びにこれらの法律に基づく政令、省令をいう。

(2)「水道」 導管及びその他の工作物により、水を人の飲用に適する水として供給する施設の総体で、「水道事業者による水道」、「専用水道」、「簡易専用水道」及び「その他の水道」をいう。

(3)「水道事業者」 厚生労働大臣の認可を受けて水道事業を経営する者をいう。

(4)「水道事業者による水道」 水道事業者の設置した水道から直接水の供給を受ける水道をいう。

(5)「給水人員」 駐屯地において生活・勤務に必要な水の供給を受ける人員をいう。ただし、駐屯地等外の部外者に対する給水を実施している場合は、その部外給水人員を含む。

(6)「専用水道」 給水人員が100人を超える駐屯地等にあつて、自隊給水による水道又は水道事業者の設置した水道から水の供給を受けて、一旦地表又は地中の受水槽で受水し、各建築物に給水するものでしかも次の基準のいずれかに該当するものをいう。

ア 受水槽から各建築物までの配管で、地表又は地中の配管のうち、口径25mm以上のものの全長が1500mを超えるもの。

イ 地表又は地中にある受水槽の有効容量の合計が100m³を超えるもの。

(7)「簡易専用水道」 水道事業者の設置する水道及び専用水道以外の水道で水道事業者の水道のみを水源とし、かつ、受水槽の有効容量の合計が10m³を超えるものをいう。

(8)「その他の水道」 水道法の適用を受けない水道をいう。

(9)「雑用給水施設」 水を人の飲用以外の目的で供給する施設をいう。

(10)「水道施設」 水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設をいう。

- (11)「給水装置」 配水管から分岐して設けられた給水管及びこれらに直結する給水用具をいう。
- (12)「水道の布設工事」 水道施設の新設及び1日最大給水量、水源の種別、取水地点又は浄水方法の変更に係る工事並びに沈殿ろ過池、浄水池、消毒設備又は配水池の新設、増設又は大規模の改造に係る工事をいう。
- (13)「給水施設」 水道施設、給水装置及び雑用給水施設をいう。
- (14)「規格品」 日本産業規格の規格品、電気用品安全法施行規則（昭和37年通商産業省令第84号）による形式承認のあったもの又は日本水道協会規格の規格品をいう。
- (15)「駐屯地等」 駐屯地（市ヶ谷駐屯地を除く。）、分屯地、演習場、射撃場、訓練場、国家公務員宿舎（特別借受宿舎を含む。）、自衛隊中央病院及び自衛隊地方協力本部をいう。

第2章 維持管理

（管理責任）

第4条 駐屯地業務隊長（駐屯地業務隊を置かない駐屯地にあつては、駐屯地業務を担当する部隊長の長とし、自衛隊中央病院にあつては自衛隊中央病院長とする。以下同じ。）は、その管理に属する給水施設の適切な維持管理を行い、併せて生の向上並びに合理的な水の消費を図るよう努めなければならない。

（布設工事の申請）

第5条 駐屯地業務隊長は、専用水道の布設工事をしようとする場合は、申請書に別紙第1に掲げる書類及び図面をそれぞれ2部添えて、その工事に着手する前に方面総監を経由して陸上幕僚長に申請しなければならない。

（給水開始前の検査）

第6条 駐屯地業務隊長は、配水施設以外の水道施設又は配水池を新設し、増設し又は改造した場合において、その新設、増設又は改造に係る施設を使用して給水を開始しようとするときは、次の各号により給水開始前の水質検査及び給水開始前の施設検査を行わなければならない。

- (1) 第17条に規定する水質検査試料採水場所において試料を採取し、水質基準に関する省令に規定する検査方法で水質検査を行う。
 - (2) 浄水及び消毒の能力、流量、圧力、耐力、汚染並びに漏水のうち、施設の新設、増設又は改造による影響のある事項に関し新設、増設又は改造に係る施設及び当該影響に関係があると認められる水道施設（給水装置を含む。）について給水開始前の施設検査を行う。
- 2 駐屯地業務隊長は、前項による水質検査及び施設検査を行ったときは、次の各号に定めるところより検査結果を保存しなければならない。
- (1) 前項による水質検査を行ったときには、様式第1又は委託した部外の関係機関からの報告書を、検査を行った日の翌年4月1日から起算し5年間、これを保存しなければならない。
 - (2) 前項による施設検査を行ったときには、様式第2に結果を記録し、その検査を行った日の翌年4月1日から起算し5年間、これを保存しなければならない。

(水道技術管理者等の任命及び資格)

第7条 駐屯地業務隊長は、給水施設の管理について、技術上の業務及びその他の管理業務を担当させるため、次の各号により水道技術管理者又は水道取扱主任者（以下「水道技術管理者等」という。）1人を任命しなければならない。

(1) 専用水道を有する駐屯地等にあつては、方面総監が水道技術管理者の資格基準に該当すると認定した者。ただし、1日最大給水量が1000m³以下で、消毒設備以外の浄水施設を必要とせず、かつ、自然流下のみによって給水することができる専用水道を有する駐屯地等を除く。

(2) 前号ただし書の専用水道又は簡易専用水道及び水道事業者による水道若しくはその他の水道を有する駐屯地等にあつては、方面総監が水道技術に関し、水道取扱主任者として必要な知識、技術及び経験を有すると認定した者

2 方面総監は、駐屯地等が隣接し、業務上支障がないと認めた場合は、水道技術管理者等を2以上の駐屯地等に兼務させることができる。ただし、前項第2号による水道取扱主任者が、前項第1号による水道技術管理者を兼務することはできない。

(火災時の処置)

第8条 水道技術管理者等は、火災の通報があつた場合又は火災を知つた場合は、直ちに加圧ポンプを運転すると同時に、火災箇所に集水できるように、制水弁等を操作する等火災時の応急措置を講じなければならない。

(断水)

第9条 駐屯地業務隊長は、点検又は工事等のためやむを得ず断水しようとする場合は、少なくとも48時間前に、断水期間その他必要な事項を隊内に周知させなければならない。

2 駐屯地業務隊長は、突発的な給水施設の事故等により断水した場合は、直ちに給水開始の予定時期その他必要な事項を隊内に周知させなければならない。

(漏水防止)

第10条 水道技術管理者等は、給水全区域にわたり年に1回以上の漏水の調査を実施し、修理等により漏水防止に努めるものとする。

2 水道技術管理者等は、消費水量が平常に比し甚だしく上回る場合はその原因を調査し、漏水による場合は直ちに適当な処置を講ずるものとする。

(図面台帳)

第11条 水道技術管理者等は、所管の給水施設の全構造物の構造図及び配管図（平面図、縦断面図等いずれも竣工図による。）を取りまとめた図面台帳を作成し、改修等の場合はその都度訂正し、保存しなければならない。

(給水施設の維持管理)

第12条 水道技術管理者等は、別紙第3の技術基準により給水施設の維持管理を実施しなければならない。

(給水施設維持管理日誌)

第13条 水道技術管理者等は、毎日の維持管理を明確に把握するため、給水施設維持管理日誌に次の事項を記録しなければならない。

- (1) 第18条に規定する毎日水質検査の結果
 - (2) 水の消毒に関する事項
 - (3) ポンプ運転時間並びに揚水量、送水量、配水量及び給水量
 - (4) 消毒水量及び1日1人当りの消毒水量
 - (5) 水道各施設及び給水装置の異状事項
 - (6) 作業事項
 - (7) 水温、気温及び天候
 - (8) その他必要な事項
- (給水施設管理報告)

第14条 方面総監及び自衛隊中央病院長は、次の報告を陸上幕僚長に提出するものとする。(施定第7号)

名称	様式	提出期限
給水施設管理報告(年間)	様式第3	5月15日

第3章 水質の管理

第15条 削除

(水質検査)

第16条 水道技術管理者等は、水道により供給される水について毎日水質検査、毎月水質検査、全項目水質検査及び臨時水質検査を行わなければならない。

- 2 水道技術管理者等は、前項の毎月水質検査、全項目水質検査及び臨時水質検査を行ったときは、その結果を陸上自衛隊環境衛生規則(陸上自衛隊達第36-5号(32.4.1))第3条に規定する環境衛生官(以下「環境衛生官」という。)に通知するものとする。この場合においては、検査資料は当該水質検査を行った日の翌年4月1日から起算して5年間これを保存するものとする。
- 3 駐屯地業務隊長は、毎月水質検査、全項目水質検査及び臨時水質検査について、部隊等において実施することができない場合は、部外の関係機関に委託することができる。
- 4 水道技術管理者等は、水質検査結果に異状があった場合は駐屯地業務隊長に報告し、直ちにその原因を調査し適切な処置を講じなければならない。
- 5 駐屯地業務隊長は、環境衛生官をして、水道技術管理者等の行う水質検査について、必要な技術援助及び衛生上必要な指導を行わせるものとする。
- 6 駐屯地業務隊長は、毎月水質検査又は全項目水質検査若しくは臨時水質検査の結果について異状を認めた場合は、その原因及び対策を方面総監を経由して陸上幕僚長に報告するものとする。(施定第8号)

(水質検査試料採水場所)

第17条 水質検査試料採水場所は、給水の水質を代表すると認められる末端の給水栓でなければならない。ただし、必要に応じ水源、ろ過池、浄水池、配水池、その他配水管の末端で特に水が停滞しやすい場所からも採水するものとする。

2 採水場所及び箇所数は、状況に応じ変更又は増減させるものとする。
(毎日水質検査)

第 18 条 毎日水質検査は、専用水道による水について、水道技術管理者等が関係法令に基づく検査方法により毎日消毒の残留効果を検査するものとする。

2 環境衛生官は、水道技術管理者等に対し必要に応じ、色度及び濁度等の検査の実施を指示することができる。

3 毎日水質検査は、毎月水質検査又は全項目水質検査若しくは臨時水質検査を行った日には、行わないことができる。
(毎月水質検査)

第 19 条 毎月水質検査は、専用水道（専用水道以外の水道にあつては、方面総監が必要と認めるもの。）について、水道技術管理者等がおおむね 1 箇月ごとに水質基準に関する省令に基づき水質検査を行うものとする。ただし、環境衛生官から検査項目の省略について指示された場合は、当該指示によるものとする。

2 毎月水質検査は、全項目水質検査又は臨時水質検査を行った月においては行うことを要しない。

(全項目水質検査)

第 19 条の 2 全項目水質検査は、専用水道（専用水道以外の水道にあつては、方面総監が必要と認めるもの。）について、1 年に 1 回以上水質基準に関する省令に基づき水質検査を行うものとする。

(臨時水質検査)

第 20 条 臨時水質検査は、専用水道、簡易専用水道及びその他の水道による水について、次の各号に掲げる場合に行うものとする。この場合、前条の規定は臨時水質検査について準用する。

(1) 水源の水質が著しく悪化したとき。

(2) 水源付近、給水区域及びその周辺等において、消化器系伝染病が発生し又は流行しているとき。

(3) 浄水過程に異状があつたとき。

(4) 配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき。

(5) 隊内において下痢患者が多数発生したとき。

(6) その他特に必要があると認めるとき。

第 4 章 給水施設の衛生管理

(給水施設の汚染防止)

第 21 条 水道技術管理者等は、給水施設の汚染防止について別紙第 6 の要領により処理しなければならない。

(給水の緊急停止)

第 22 条 水道技術管理者等は、専用水道、簡易専用水道及びその他の水道により供給される水が次の各号に該当する場合で、人の健康を害するおそれがあると判断したときは、直ちに給水を停止しなければならない。この場合において、駐屯地業務隊長に直ちに報告するとともに、その水を使用することが危険であることを関係者に周知させなければならない。

- (1) 有害毒性物質が投棄されたおそれがある場合
 - (2) 伝染病患者の排せつ物によって汚染されたおそれがある場合
 - (3) 不明の原因によって色及び濁り等に著しい変化が生じた場合
 - (4) 臭気及び味に著しい変化が生じた場合
 - (5) 魚が死んで多数浮遊する場合
 - (6) ろ過装置を有しない水道の水源において動物の死体、塵介及び汚泥等の汚物が浮遊したり、遊泳又は洗濯をしている者を発見した場合
 - (7) 塩素滅菌装置が故障し又は薬剤が欠如して消毒が不可能となった場合
 - (8) その他特に必要と認める場合
- 2 水道技術管理者等は、前項による給水の緊急停止を実施した場合は直ちにその水質を調査し、煮沸、塩素注入量の増加その他の処置により飲用可能と認められる場合は、駐屯地業務隊長の指示により生水飲用の禁止、その他適当な処置を講じた上、速やかに給水を開始するよう努めなければならない。
- (水道水の消毒)

第23条 水道技術管理者等は、給水栓における水が遊離残留塩素 0.1 mg/l (結合残留塩素の場合は 0.4 mg/l) 以上保持するように塩素消毒をしなければならない。ただし、次の各号の場合は 0.2 mg/l (結合残留塩素の場合は 1.5 mg/l) 以上としなければならない。

- (1) 水源付近及び給水区域又はその周辺等において、消化器系伝染病が流行し又はそのおそれがあるとき。
 - (2) 給水区域にわたるような広範囲の断水後給水が開始するとき。
 - (3) 洪水等で水質が著しく変化したとき。
 - (4) 浄水過程に異状があったとき。
 - (5) 配水管の大規模な工事その他水道施設が汚染されるおそれがあるとき。
 - (6) その他特に必要と認めるとき。
- 2 水道技術管理者等は、塩素の注入率が一定であるにもかかわらず、残留塩素が減少した場合は、その原因を調査し、異状があった場合は直ちに適切な処置を講じなければならない。
- (水道施設の掃除及び消毒)

第24条 水道施設のろ過池、浄水池、配水池、貯水槽、高架水槽（高置水槽を含む。以下「貯水槽等」という。）及び給水系統配管を新設、増設、改造した場合又は貯水槽等を定期的に清掃等維持管理する場合は、次の各号に定める要領により掃除及び消毒を実施した後でなければ給水してはならない。

- (1) 貯水槽等の掃除
 - ア 高架水槽の掃除は、原則として受水槽の掃除と同じ日に行う。
 - イ 作業衣及び使用器具は、貯水槽等の掃除専用のものであるとする。また、作業に当たっては、作業衣及び使用器具の消毒を行い、作業が衛生的に行われるようにする。
 - ウ 壁面等に付着した物質の除去は、貯水槽等の材質に応じ、適切な方法で行う。
 - エ 掃除終了後、水道引込管内等の停滞水や管内のもらいさび等が貯水槽等内に流入しないようにする。

(2) 貯水槽等内の消毒

- ア 消毒薬は、有効塩素 50～100 mg/ℓの濃度の次亜塩素酸ナトリウム溶液又はこれと同等以上の消毒能力を有する塩素剤を用いる。
- イ 消毒は、貯水槽等内の全壁面、床及び天井の下面について、消毒薬を高圧洗浄機等を利用して噴霧により吹き付けるか、ブラシ等を使用して行う。
- ウ 前記の方法により 2 回以上消毒を行い、消毒による排水を完全に排除するとともに、消毒終了後は貯水槽等内に立ち入らない。
- エ 消毒後の水洗い及び貯水槽等内への上水の注入は、消毒終了後 30 分以上経過してから行う。

(3) 給水系統配管の洗浄

- ア 作業期間中に仮設配管による給水を行う場合は、飲料水の汚染が起こらないように注意する。
- イ 管洗浄に用いた水、砂、薬品等については、2 回以上通水洗浄を行い、完全に排除する。

(4) 貯水槽等の水張り終了後又は管洗浄終了後、給水を開始しようとするときは、給水栓及び貯水槽等における水について、水質検査及び残留塩素の測定を行わなければならない。

- ア 水質検査は、色度 5 度以下、濁度 2 度以下、臭気・味が異常でないこと（ただし、消毒によるものを除く。）を基準とする。
- イ 残留塩素は、遊離残留塩素の場合は 0.2 mg/ℓ以上、結合残留塩素の場合は 1.5 mg/ℓ以上の含有率とする。

(健康診断)

第 25 条 駐屯地業務隊長は、水道の取水場、浄水場又は配水池において業務に従事している者及びこれらの施設の設置場所の構内に居住している者について、陸上自衛隊健康診断及び体力検査実施規則（陸上自衛隊達第 36－6 号（44. 1. 30）。以下「健康診断実施規則」という。）第 6 条に基づき特別の健康診断を実施しなければならない。

- 2 駐屯地業務隊長は、前項に掲げる者に消化器系伝染病が発生した場合又は発生するおそれがある場合は、健康診断実施規則第 5 条に基づき臨時の健康診断を実施しなければならない。
- 3 第 1 項の特別の健康診断は、第 2 項の臨時の健康診断を行った月においては行うことを要しない。

第 5 章 部外者に対する給水

(部外者に対する給水)

第 26 条 駐屯地等外の部外者に対する給水は、原則として行わないものとする。ただし、駐屯地業務隊長は、やむを得ないと認められる場合は、方面総監を経由して、供給規則を添え陸上幕僚長に申請し、その承認を受けた上実施することができる。

- 2 駐屯地業務隊長は、その業務の遂行上必要と認める場合は、供給規則により駐屯地等内の部外者に対し給水することができる。

(供給規則)

第 27 条 駐屯地業務隊長は、部外者に対する給水を実施する場合は、次の各号に掲げるもののうち必要な事項を規定する供給規則を作成し、給水開始の日までにその使用者に周知させる措置をとらなければならない。

- (1) 料金及び給水装置（量水計を含む。）の工事費の負担区分に関する事項
- (2) 消火栓の維持管理に関する事項
- (3) 給水量の制限に関する事項
- (4) 給水装置の検査及び改善要求に関する事項
- (5) 給水装置の無断工事の禁止に関する事項
- (6) 給水を受ける者が、料金を支払わないとき又は正当な理由がなく給水装置の検査を拒んだときの給水制限に関する事項
- (7) その他必要と認める事項
（給水に関する契約）

第 28 条 駐屯地等の契約担当官は、駐屯地業務隊長が部外者に給水を実施する場合は、前条の供給規則に基づき給水開始の日までに、使用者と給水に関する契約を締結しなければならない。
（給水義務）

第 29 条 駐屯地業務隊長は、当該水道により給水を受ける者に対してはやむを得ない場合のほかは、常時水を供給するよう努めなければならない。給水の停止又は生水飲用の禁止をしなければならない場合は、その区域及び期間をあらかじめ関係者に周知させるよう努めなければならない。
（使用上の注意事項）

第 30 条 駐屯地業務隊長は、当該水道により供給される水を使用する者に対しては、次の各号を周知させなければならない。

- (1) 給水栓にゴムホース等を取り付けて浴槽、洗濯槽等の水中に挿入しておかないこと。
- (2) 節水に努めること。
- (3) 配水管又は給水装置に漏水を発見したときは、直ちに関係者に通報すること。
- (4) 凍結を防ぐため露出した管は適当な保温をすること。

第 6 章 雑則

（行政文書の管理に関する事項）

第 31 条 削除

附 則

- 1 この規則は、昭和 35 年 1 月 14 日から施行する。
- 2 この規則の施行前、すでに部外者に対する給水を実施している場合又は普通財産等の所管替により既往に引き続いて部外者に給水することを条件とした給水施設を供用された場合は、第 26 条の承認が既にあったものとして、第 27 条に規定する供給規則を作成するものとする。

附 則（昭和 35 年 6 月 21 日陸上自衛隊達第 90-223-1 号）

この達は、昭和 35 年 6 月 21 日から施行し、同年 6 月 1 日から適用する。

附 則（昭和 40 年 2 月 23 日陸上自衛隊達第 122-54 号）

この達は、昭和40年4月1日から施行する。

附 則（昭和43年11月5日陸上自衛隊達第83-2-1号）

この達は、昭和44年1月1日から施行する。

附 則（昭和44年12月27日陸上自衛隊達第122-69号）

- 1 この達は、昭和45年1月1日から施行する。（ただし書略）
- 2 この達施行の際、現に保有している旧様式用の紙類は、当分の間内容を修正して使用することができる。

附 則（昭和51年1月6日陸上自衛隊達第83-2-2号）

この達は、昭和51年2月1日から施行する。ただし、別紙第3第9項第2号の塩素ガス除外セットに係る事項は、塩素ガス除害セットを設置したときから適用する。

附 則（昭和53年1月13日陸上自衛隊達第122-108号）

この達は、昭和53年1月30日から施行する。

附 則（昭和57年4月30日陸上自衛隊達第122-119号）

- 1 この達は、昭和57年4月30日から施行する。
- 2 この達施行の際現に保有する公印は、新たに作成するまでそのまま使用することができる。
- 3 この達施行の際現に保有する旧様式用の紙類は、当分の間内容を修正して使用することができる。

附 則（昭和61年3月19日陸上自衛隊達第83-2-3号）

この達は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則（平成5年3月18日陸上自衛隊達第83-2-4号）

この達は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成5年10月15日陸上自衛隊達第83-2-5号）

この達は、平成5年12月1日から施行する。

附 則（平成6年3月16日陸上自衛隊達第83-2-6号）

この達は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成9年1月17日陸上自衛隊達第122-132号）

この達は、平成9年1月20日から施行する。

附 則（平成12年3月27日陸上自衛隊達第122-155号）

- 1 この達は、平成12年3月28日から施行する。
- 2 この達の施行の日から檜町駐屯地の廃止の日の前日までの間は、改正後の給水施設取扱規則第3条、電気施設取扱規則第1条、消防に関する達第1条及びボイラー及び圧力容器取扱規則第1条中「市ヶ谷駐屯地」とあるのは「市ヶ谷駐屯地及び檜町駐屯地」と読み替えるものとする。

附 則（平成18年7月26日陸上自衛隊達第122-211号）

この達は、平成18年7月31日から施行する。

附 則（平成20年7月23日陸上自衛隊達第122-228号）

この達は、平成21年7月23日から施行する。

附 則（平成21年2月3日陸上自衛隊達第122-230号）

この達は、平成21年2月3日から施行する。

附 則（平成23年4月1日陸上自衛隊達第32-19号）

この達は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 4 月 19 日達第 122-302 号）

- 1 この達は、平成 31 年 5 月 1 日から施行する。
- 2 この達施行の際、現に保有する旧様式用の紙類は所要の修正を行い使用することができる。

附 則（令和元年 6 月 27 日達第 122-302 号）

- 1 この達は、令和元年 7 月 1 日から施行する。
- 2 この達の施行の際、現に存する本改正前の様式による用紙は、当分の間、これを修正した上使用することができる。

附 則（令和 4 年 3 月 31 日達第 83-2-7 号）

この達は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 28 日達第 83-2-8 号）

この達は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 3 月 14 日達第 83-2-9 号）

この達は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別紙第1（第5条関係）

布設工事申請書に添付する書類及び図面

1 工事設計書

記載すべき事項は次のとおりである。

- (1) 1日最大給水量及び1日平均給水量
- (2) 水源の種別及び取水地点
- (3) 水源の水量の概算及び水質試験の結果（ただし、水質試験の結果は様式第1に掲げる項目に関し降雨、降雪、洪水、渇水時等において水質が最も低下する時期における試験の結果とする。）
- (4) 水道施設の概要
- (5) 水道施設の位置（標高及び水位を含む。）規模及び構造
- (6) 浄水方法
- (7) 工事の着手及び完了予定年月日
- (8) 主要な水理計算
- (9) 主要な構造計算
- (10) 主要な水道施設の施工方法の概要

2 その他の書類及び図面

- (1) 給水人員及び給水区域を記載した書類
- (2) 給水区域を記載した図面
- (3) 水道施設の位置を明らかにする地図
- (4) 水源及び浄水場の周辺の概況を明らかにする地図
- (5) 主要な水道施設（次号に掲げるものを除く。）の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
- (6) 導水管きょ、送水管並びに配水及び給水に使用する主要な導管の配置状況を明らかにする平面図及び縦断面図

別紙第2 削除

給水施設の維持管理の技術基準

1 材料、機械及び器具

給水施設に使用する材料、機械及び器具は規格品又はこれと同等以上のもので衛生上無害のものでなければならない。

2 機械及び電気施設

給水施設の機械及び電気施設を円滑、確実にしかも効率的に運転するために点検及び保守を確実にを行い、断減水の事態を引き起すことのないように管理しなければならない。

3 取水施設

(1) 河川表流水及び貯水池、湖沼等を水源とする場合は洪水期、渇水期等には特に水質に留意するとともに、制水機構は常時その機能を発揮できるように点検整備しておかなければならない。

(2) 深井戸は、湧水量に留意し、揚水中に砂が混入しない程度に揚水しなければならない。揚水量が著しく減量したときはその原因を調査し、適宜の処置を講じなければならない。

(3) 集水埋きよの埋設深さは5mを基準としなければならない。ただし、地質、地層上やむを得ない場合はこの限りでない。

(4) 集水埋きよは、洪水等のためろ過層閉そく又は砂れき層の流失等が起こりやすいので、洪水後等においては速やかに点検し、必要な処置を講じなければならない。

4 導水施設

(1) 制水弁、空気弁、泥吐弁等は常にその位置を明確にするとともに年1回以上点検操作し、その機能を保持しなければならない。

(2) 制水弁室、その他の弁室は、たまり水又は有毒ガスの充満に留意しなければならない。

(3) 導水管の伏越し部は、適時どろ吐弁を開いて管内の沈積物を排除しなければならない。

5 沈殿池

沈殿池は、沈殿効果を最大にするため、次の各号に掲げる事項に留意するよう努めなければならない。

(1) 有効水深は、2～3mを基準とし、底部沈殿たい積物を適時除去すること。

(2) 沈殿池内平均流速は30cm/分以内とすること。

(3) 薬品沈殿を行う場合は、フロックの形成状態を最良にするため薬品量、混和方法、混和時間、混和時流速、フロック形成池の平均流速及びフロック形成方法等が原水の水質に応じ適正であること。

6 緩速ろ過池

緩速ろ過池の管理については、次の各号に掲げる事項に留意するよう努めなければならない。

- (1) 水位はほぼ一定に保ち、少なくとも砂層表面上 90～120 cmに保持すること。
- (2) ろ過速度は 4～5 m/日を基準とすること。ただし、原水の水質が良好な場合又は特別ろ過前処理を行う場合はこの限りでないこと。
- (3) ろ過池の引出水位は、砂層表面より低下させないこと。
- (4) 損失水頭が急激に上昇又は下降する場合は、直ちにろ過を停止してその原因を調査し、必要な処置を講ずること。
- (5) ろ過の継続日数が標準に比し著しく異なる場合はその原因を調査し、必要な処置を講ずること。
- (6) ろ過膜は、浮上又は魚類等による損傷等のないように留意するとともに「くまで」、「棒」等がかくはんしないこと。
- (7) ろ過膜が損傷され若しくはろ過水の引出水位が砂層表面まで低下したときは、砂面の削り取りを実施すること。
- (8) 砂面排水口のある場合の砂面上の排水は、砂面排水口で行い、砂面下排水は、砂面上排水終了後引出口の排水口で徐々に行うこと。また、砂面の削り取りを実施する場合の排水は、砂面下 20 cm内外にとどめること。これらの場合寒冷時は、ろ過層を凍結させないように留意すること。
- (9) 砂面の削り取りを行う場合は、「じょれん」等の砂層表面 1～2 cmを平坦、均等にかきとり、作業員の歩行部分等には、踏み板を使用すること。
- (10) 砂面を削り取り若しくは補砂後原水を引き入れようとする場合は、砂層表面上 10～20 cmとなるまで引出口より浄水を 2 m/日以下の速度で徐々に逆送した後原水を引き入れ、ろ過機能が発現するまでは 3 m/日程度の速度より徐々にろ過度を増し、ろ過機能が発現するまでのろ過水は捨てること。
- (11) 砂層の厚さは 700～900 mmを基準とし、削り取り後の最小厚さは 400 mm以下としてはならないこと。
- (12) 補砂作業を行なう場合は、集水きよ底部まで完全に排水し、旧砂が浄砂により下層に埋められないように施工すること。
- (13) 砂利層の厚さは、400～600 mm径は 3～60 mmのものを基準とし、粗粒のものを下層に、細粒のものを上層に平坦に順序よくしきならすこと。

7 急速ろ過

急速ろ過設備の管理については、各号に掲げる事項に留意するよう努めなければならない。

- (1) 急速ろ過設備に流入する原水は水質に応じ、凝集剤を使用して浮遊物等を沈殿したものであること。
- (2) 水位は砂層表面上 1 m以上に保持すること。
- (3) ろ過速度は 100～150m/日を基準とすること。ただし、特別のろ過前処理等を行う場合はこの限りでない。
- (4) ろ過砂を洗浄する場合は、洗浄濁度が 30 度以下となるまで砂を洗浄すること。
- (5) 洗浄後ろ過機能が発現するまでのろ過水は捨てること。

8 ろ過砂

ろ過砂は、次の各号に掲げる事項に留意するよう努めなければならない。

- (1) 石英質の多い硬い均等な砂でごみ、粘度質等の狭雑物又はへん平、ぜい弱な砂等の混入が5%以下であること。
- (2) 有効径は、緩速ろ過用のものについては0.3~0.45 mm、急速ろ過用のものについては0.45~0.70 mmを基準とすること。
- (3) 均等係数は、緩速ろ過用のものについては2.0以下を基準とし、やむを得ない場合でも2.5以下、急速ろ過用のものについては1.7以下を基準とすること。
- (4) 砂径は、緩速ろ過用のものについては最大径2.0 mm以下、急速ろ過用のものについては最大径2.0 mm以下、最小径0.3 mm以上を基準とし、やむを得ない場合でも各々最大径、最小径を超えること1%以下であること。

9 消毒設備

消毒設備は、消毒が中断しないように常に整備するとともに、次の各号に掲げる事項により管理しなければならない。

- (1) 塩素が充てんされているポンベは、日光の直射及び衝撃を避け乾燥した場所に、さらし粉、次亜塩素酸ソーダ液は乾燥した冷暗所にそれぞれ保存すること。
- (2) 塩素滅菌装置を使用する場合は、塩素ガス除害セット、アンモニア水及びにおいにより塩素の漏えいを検知し、漏えいのある場合又は当該装置の塗装の剥落及びパツキング劣化等がある場合は、直ちに必要な処置を講ずること。
- (3) 塩素滅菌装置のある部屋は換気に留意し、使用中は室温を15°C以上に保持すること。
- (4) 塩素滅菌装置は、その注入能力の80%の範囲内で使用し、塩素ポンベは高圧ガス取締法（昭和26年法律第204号）第48条第1項第5号に規定する検査を受けその検査に合格したものを使用すること。
- (5) 塩素滅菌装置の室外の便利な場所に空気マスク、アンモニア水、うがい水等を用意し、塩素ガス除害セットを設置していない場合は室内には消石灰を備付けておくこと。
- (6) 塩素滅菌装置のある部屋には、関係者以外の者がみだりに立入ることを禁止し、かつ、その旨を見やすい所に掲示すること。

10 送配水施設

送配水施設の管理は、次の各号に掲げる事項に留意するよう努めなければならない。

- (1) 配水池の流出管上の水位は流出管径の1.5倍以上であること。
- (2) 給水区域がほぼ同等な水圧で給水できるように操作し、配水管の最小動水圧は1.5~2.0 kg/cm²を基準とすること。
- (3) 工事等により断水する場合は、空気弁等から管内に十分空気が入るようにし、給水する場合は、消火栓等から空気を排除して管内に空気が残らないようにすること。

- (4) 制水弁、空気弁、泥吐弁、排水口、消火せん等は常にその位置を明確にし、消火せんは駐屯地消防隊等と協議の上、定期的にそれぞれ機能点検を行い常時使用可能な状態に整備しておくこと。
- (5) 送配水管の伏越し部の低いところ、その他沈殿物のたまるところは、水量豊富なとき又は水圧の高い夜間等にときどき泥吐弁又は消火栓を開いて管内の沈積物を排除すること。
- (6) 配水管の行止まり部にある水は、消火栓又は給水栓等でときどき排水すること。
- (7) 配水池（貯水槽等を含む。）及び高架水槽（高置水槽を含む。以下この項において同じ。）は、関係法令に基づき年1回定期掃除を実施すること。
- (8) 鋼製水槽の塗装が剥落した場合は塗装すること。ただし、タンクの内部に塗る塗料は衛生上無害であること。
- (9) 高架水槽の水深は、6 m以下とする。
- (10) 高架水槽の流入管、流出管及び排水管の凍結のおそれのある地域では、防寒について留意し、常時その機能を発揮できるよう点検整備すること。
- (11) 高架水槽の昇降用階段及び回廊には、管理要員以外の者が無断立入りできないよう留意すること。

11 給水装置の構造、材質

専用水道、簡易専用水道及びその他の水道の給水装置の構造、材質は次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 配水管への取付口の位置は、他の給水装置の取付口から30 cm以上離さなければならない。
- (2) 配水管への取付口における給水管の口径は、当該給水装置による水の使用量に比し著しく過大であってはならない。
- (3) 配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプを直接給水管に連結してはならない。
- (4) 水圧、土圧その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、水が汚染され又は漏れるおそれのあるものであってはならない。
- (5) 凍結のおそれのある地域では、給水装置は不凍式とするか又は露出部に対しては防護装置を施さなければならない。なお、屋内露出管で管の表面に凝縮水が発生するおそれのある場合は、防露的な装置とするよう努めなければならない。
- (6) 給水管が開きよを横断する場合はなるべく開きよの下に布設し、やむを得ず横架するときは管の折損のおそれのあるものは補強し、最高水位以上の高さに布設しなければならない。
- (7) 酸、アルカリに侵されるおそれのある場合は、防蝕塗料を施す等適宜の処置を講じなければならない。
- (8) 給水管は、雑用給水管、井水、排水等の管と連結してはならない。
- (9) 水槽、プール、浴槽、流しその他水を入れ又は受ける器具、施設等に給水する給水装置にあっては落とし込みとし、落とし口と満水面との間隔を管の口径以上とするか又は有効な逆流防止装置を設けなければならない。

- (10) 給水管に直結する洗浄弁、医薬用器具等汚染の危険度の高い器具では、有効な逆流防止装置を備えているものでなければならない。
- (11) 給水管に直結する湯沸器その他特殊な機械器具の設置箇所の手前には、甲型水栓を水平に取り付けるか又は有効な逆流防止装置を設けなければならない。
- (12) 給水管に直結する冷房機、冷凍機等の排水管は、その吐出口をそれぞれの排水口あふれ面から逆流のおそれのないよう十分な間隔を取らなければならない。
- (13) 給水管は、鋳鉄管、鋼管、石綿セメント等、銅管、鉛管、セルロイド管、ポリエチレン管、硬質塩化ビニール等の規格品を用い、ガス管の黒管は雑用給水施設及び臨時に布設する場合のほかはそのまま使用することを避けなければならない。
- (14) 給水管は、下水、便池、汚水タンク等から離して布設するよう努めなければならない。
- (15) 水道事業者による給水装置の構造及び材質は、前各号によるほか水道事業者の供給規則によらなければならない。

12 量水計

量水計の設置は、次の各号に掲げる事項によらなければならない。

- (1) 水平で、かつ、給水栓出口より低位に設置し、給水管と同口径のものとするよう努めること。
- (2) 点検が容易で、かつ、汚水の侵入、衝撃による破損等のおそれのない場所に設置すること。
- (3) 量水計設置の前後には、制水弁を設置し、75 mm以上のものには側管を設けるよう努めること。

別紙第 4 及び別紙第 5 削除

給水装置の汚染防止の要領

1 一般汚染防止

- (1) 取水場、貯水池、導水きよ、浄水場、配水池及びポンプせいは常に清潔にするとともに鍵をかけ、さくを設ける等必要な措置を講じ、みだりに人畜がこれらの施設に立入らないようにしなければならない。
- (2) 井戸、沈殿池、ろ過池、浄水池、配水池又はポンプ場等から15m以内に汲取便所、ごみ捨場、汚水だめ等を設置しないよう努めなければならない。
- (3) 水道水は、減圧給水、断水又は工事等による給水施設の破損又は漏水により汚染されないように留意しなければならない。
- (4) 給水施設の巡回監視を行い、故障を発見した場合は、速かに適切な処置をとらなければならない。
- (5) 給水施設に工事を施す場合は、工事従業員の不潔な行為等による汚染防止に留意し、その健康と作業中の行動について監督しなければならない。

2 水源の汚染防止

- (1) 河川表流水源、貯水水源、湖沼水源等では、集水区域における樹木の濫伐、し尿、下水、鉱業廃水、工場廃水、農薬、ごみ、汚泥、動物死体の流入又はこれらの投棄並びに患者衣服の洗濯、遊泳等による汚染防止に留意しなければならない。
- (2) 地下水源にあっては、集水区域における地表面の直接汚染源となる住宅、工場、病院、墓地、肥料だめ、養牧場、排水きよ、ごみ捨場、汚水だめ等による汚水及び洗濯水、便所汚水の地下侵入に留意しなければならない。
- (3) 井戸水源については、次の事項に留意しなければならない。
 - ア 井戸外周又は井戸ケーシングの外周に沿う地表水の侵入による汚染防止
 - イ 井戸のふた又はマンホールのふた又は換気筒等からの汚染防止
 - ウ 井戸付近の古井戸等からの汚染防止
- (4) 湧水源については、次の事項に留意しなければならない。
 - ア 地表水の直接侵入による汚染防止
 - イ 集水施設の外部からの汚染防止
 - ウ 集水施設の周囲の排水の不良による汚染防止

3 浄水施設の汚染防止

浄水施設の汚染防止のため、次の各号に掲げる事項に留意するよう努めなければならない。

- (1) 洪水による汚染防止に留意すること。
- (2) 構内は排水をよくし、ろ過池、浄水池、ポンプせい等の排水管、排水用制水弁等は、逆流の生ずることのないように留意すること。
- (3) ろ過池、沈殿池等の周辺は雑草を取り除き、清潔にし、これらに接近して耕作又は樹木を植えないこと。
- (4) ろ過池、浄水池の水密性に留意し、ろ過調節又は浄水池の上屋にはかぎをかけ、点検する場合等はほこり等が入らないように留意すること。

- (5) 水位計、水量計、制水弁等浄水と直接接触する器具等を分解、手入、修理等を実施した場合は洗浄を十分に実施してから使用すること。
- (6) ろ過を要する水をろ過池を経由することなく、浄水池又は浄水を通水する管に流入させないこと。やむを得ない場合は制水弁を2か所に設けその中間に排水管を取り付け、排水管の制水弁は常時開放しておくこと。また、制水弁には鍵をかけ、表示を施し、火災時の緊急使用のとき以外はこれを使用しないこと。
- (7) 浄水池のマンホール、換気装置、オーバーフローパイプ、検水孔、水位計及び泥吐管には外部からほこり、雨水、小動物等が入らないように留意すること。

4 送配水施設の汚染防止

送配水施設の汚染防止のため、次の各号に掲げる事項に留意するよう努めなければならない。

- (1) 配水池（貯水槽等を含む。以下「配水池等」という。）及び高架水槽（高置水槽を含む。以下「高架水槽等」という。）の水密性に留意すること。
- (2) 配水池等のマンホール及びとびらには鍵を掛けること。
- (3) 配水池等及び高架水槽等のマンホール、換気装置、オーバーフローパイプ、検水孔、水位計及び泥吐管には、外部からのほこり、雨水、小動物等が入らないよう留意すること。

5 給水装置の汚染防止

給水装置の汚染防止のため、次の各号に掲げる事項に留意するよう努めなければならない。

- (1) 雑用給水施設の給水栓には、水道の給水栓と区別するため表示すること。
- (2) 水道の給水栓にゴムホース等を取り付けて浴槽、洗濯槽等の水中に挿入しておかないこと。
- (3) 給水装置の施工後は、管内の排気と洗浄を行った後使用すること。

様式第 1 (第 6 条関係)

毎月・全項目・臨時・給水開始前水質検査結果書

採水年月日				
採水地点				
採水者				
1	一般細菌		31	ホルムアルデヒド
2	大腸菌		32	亜鉛及びその化合物
3	カドミウム及びその化合物		33	アルミニウム及びその化合物
4	水銀及びその化合物		34	鉄及びその化合物
5	セレン及びその化合物		35	銅及びその化合物
6	鉛及びその化合物		36	ナトリウム及びその化合物
7	ヒ素及びその化合物		37	マンガン及びその化合物
8	六価クロム化合物		38	塩化物イオン
9	亜硝酸態窒素		39	カルシウム、マグネシウム等 (硬度)
10	シアン化物イオン及び塩化シアン		40	蒸発残留物
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		41	陰イオン界面活性剤
12	フッ素及びその化合物		42	(4 S・4 a S・8 a R) -オクタヒドロ-4・8 a-ジメチルナフタレン-4 a (2 H) -オール (別名ジェオスミン)
13	ホウ素及びその化合物			
14	四塩化炭素			
15	1・4-ジオキサン		43	1・2・7・7-テトラメチルピシクロ [2・2・1] ヘプタン-2-オール (別名 2-メチルイソボルネオール)
16	シス-1・2-ジクロロエチレン及びトランス-1・2ジクロロエチレン			
17	ジクロロメタン		44	非イオン界面活性剤
18	テトラクロロエチレン		45	フェノール類
19	トリクロロエチレン		46	有機物 (全有機炭素 (TOC) の量)
20	ベンゼン		47	p H 値
21	塩素酸		48	味
22	クロロ酢酸		49	臭気
23	クロロホルム		50	色度
24	ジクロロ酢酸		51	濁度
25	ジブromokロロメタン			
26	臭素酸			水温
27	総トリハロメタン (クロロホルム、ジブromokロロメタン、ブromोजクロロメタン及びブromokホルムのそれぞれの濃度の総和)			残留塩素
28	トリクロロ酢酸		判定	
29	ブromोजクロロメタン			
30	ブromokホルム			
検査期日				
検査機関				
検査責任者				

給水開始前の施設検査結果書

区分 施設名	新設・増設・改造	水道施設	備考
	項目		
浄水能力			
消毒能力			
流量			
圧力			
耐力			
汚染			
漏水			

寸法：日本産業規格 A 4

記載要領：

- 1 区分欄の新設、増設、改造は、該当するものを○で囲む。
- 2 施設名欄には、新設、増設、又は改造した施設名を記入し、水道施設における施設名欄には、検査を実施した施設名を記入する。

様式第3 (第14条関係)

あて先

令和 年度給水施設管理報告 (年間)
(施定第7号)

発簡番号
発簡年月日
発簡者名

(その1)

区分 駐屯地名	水道 の 区分	水道料 支払 額 (円)	給水用 電気料 (円)	消費水量 (m³)	営内者		全隊員		1日最大 給水量 (m³)	下水道	
					期間平均 人員	1人1日 消費量 (ℓ)	期間平均 人員	1人1日 消費量 (ℓ)		下水道量 (m³)	下水道料 支払 額 (円)
小	計										
~~~~~											
小	計										
合	計										

寸法：日本産業規格A4

(その2)

区分 駐屯地名	水道の 区分	消費水量内訳 (m ³ )										備考	
		浴場	厨房	ボイラー	洗面所 浄化槽	洗車場	洗工 濯場	給水 支援	漏水	その他	合計		
小計													
小計													
合計													

寸法：日本産業規格 A 4

## 記載要領

- 1 駐屯地欄には、水道料（上水道・下水道）として支払う駐屯地等と電気料として支払う駐屯地等とに大別し、それぞれ集計の上、更にこれを累計する。ただし、その両方に該当する駐屯地等にあつては、それぞれ消費量及び期間平均人員をそれぞれに区分の上、記入する。
- 2 水道の区分欄は、専用水道には「専用」、水道事業者による水道には「事業」、簡易専用水道には「簡易」、その他の水道には「他」、雑用給水施設には「雑用」と記入する。
- 3 金額及び消費水量は、各期間実績の合計とする。
- 4 電気料金額算出のための単価は、基本料金と消費電力量料金の合計金額に対する使用電気量1 KWH当たりの単位とする。水道料として支払う駐屯地等でポンプアップ等をする場合は所要の電気料を併記する。
- 5 期間平均人員欄は、当該年度当初における駐屯地等の所在人員数とする。
- 6 1日最大給水量は、当該報告期間を通じた1日給水量の最大のものとする。
- 7 1人1日消費量の小計、合計は加重平均とする。
- 8 支払金額は円まで、消費水量は $m^3$ 以下第1位を四捨五入し、 $m^3$ まで記入する。
- 9 消費水量内訳の「その他」の欄には、消費水量内訳の各項目に該当しないものの合計を記入する。
- 10 消費水量内訳の各項目のうち、量水計で測定した消費水量についてそれぞれの数字の右上に◎印を記入する。
- 11 部外者及び地方協力本部の消費水量については、駐屯地等の集計の外数字としてそれぞれ記入する。